

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人に返還する制度です。

一括支払いの場合

自己の都合による1ヶ月未満の退職の場合80%、1ヶ月以上3ヶ月未満での退職の場合50%を紹介手数料から返金する。

分割支払いの場合

自己の都合により退職した場合、退職した月以降の紹介手数料は請求しないものとし、それまでに受領した紹介手数料は返金しないものとする。

※また、返戻金制度は有料職業紹介契約者により別の定めをする場合があります。

以上